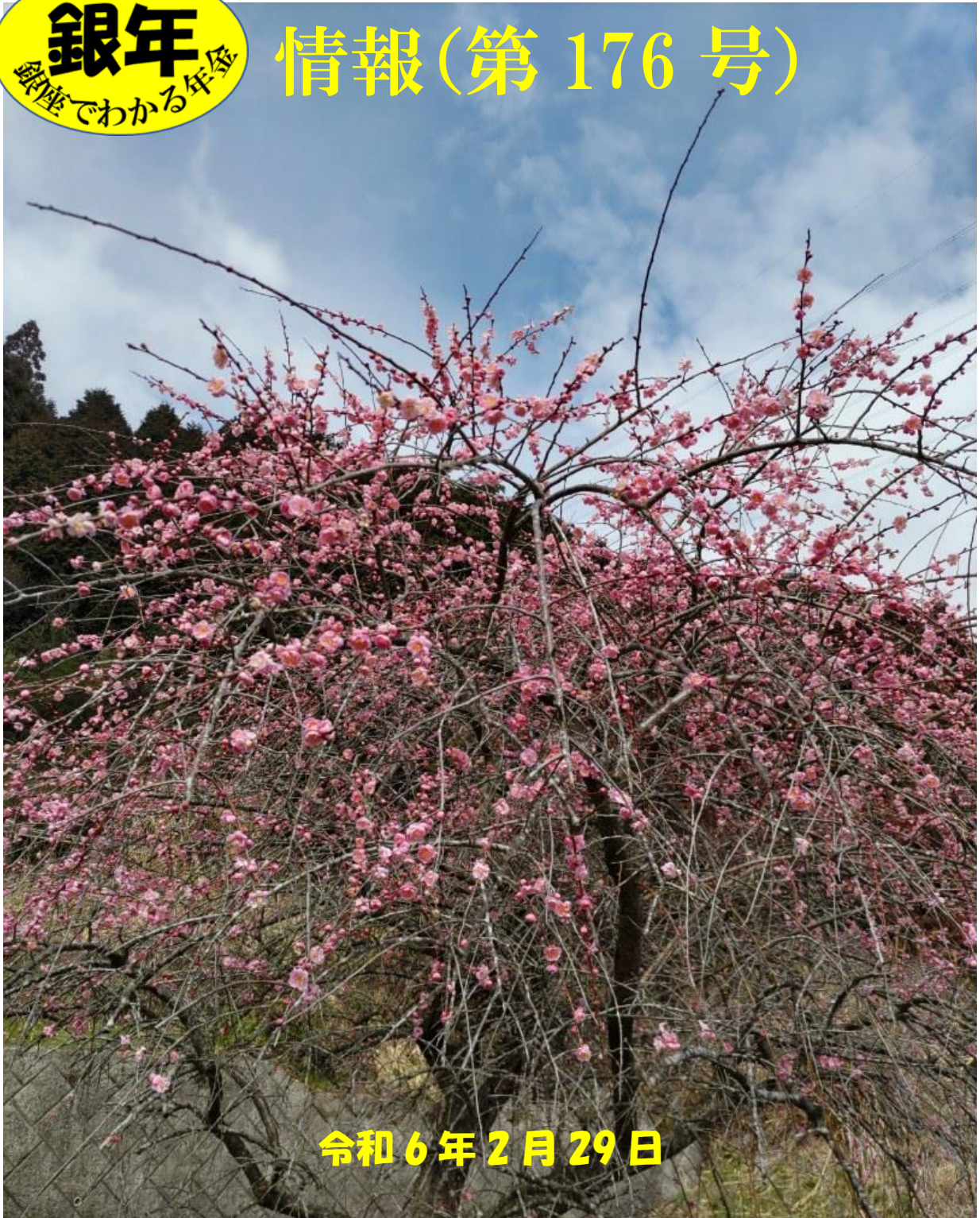




# 情報(第 176 号)



**令和 6 年 2 月 29 日**

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

## 令和6年度の社会保険料率



今号では、令和6年度の社会保険料率とその関連情報をご紹介します。

### 1 社会保険料率

令和6年3月分（納期限同4月30日）より、健康保険料率、介護休業料率、厚生年金保険料率、子ども子育て拠出金率は表1のとおりです。健康保険が上がり、介護保険が下がり、他は同率ですから合計で0.2/1000上がることになります。

【表1】

制度	令和6年度	令和5年度
健康保険（山口支部）	102.0/1000	99.6/1000
介護保険※1	16.0/1000	18.2/1000
厚生年金保険	183/1000	183/1000
子ども子育て拠出金	3.6/1000	3.6/1000
合計	304.6/1000	304.4/1000

※1 介護第2号被保険者に対して賦課され、当該被保険者とは、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。65歳以上の者は、介護第1号被保険者として、原則として受給する年金から特別徴収（天引き）されます。

### 2 社会保険料の計算方法

健康保険協会等の保険料一覧では、%表記となっているところ、当職は一環して表1のとおり表記の方が合理的と考えております。保険料を計算する場合は、標準報酬月額又は標準賞与額に対して表1の率を次のように掛ければよいからです。

#### 【社会保険料計算例】

○標準報酬月額 300 千円とする

健康保険  $300 \times 102 = 30,600$  円

介護保険  $300 \times 16 = 4,800$  円

厚生年金  $300 \times 183 = 54,900$  円

子ども子育て  $300 \times 3.6 = 1,080$  円 合計 91,380 円

### 3 保険料納付義務等

各保険料は、労働者と事業主とで折半となっており、子ども子育て拠出金は、全額事業主負担となっています。

保険料の納付義務は、事業主にある関係上、事業主は、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（原則）を報酬から控除することができ、これは事業主の権利となっています。

### 4 子ども子育て拠出金

随分昔は、事業主の負担は、健康保険料と厚生年金保険料のみでした。その後、児童手当制度が発足し、その拠出金が事業主の負担とされ、平成12年からは介護保険の施行に伴い、その負担と納付義務も負っています。

当職が社会保険庁在籍時、保険料徴収の担当をしていたときに、時折、事業主からこのお金は何か（当時は「児童手当拠出金」と呼ばれていました）と聞かれたものです。まさしく、児童手当の財源で、何で、我々がこれを負担しないとイケないのかとまで聞く方はおられませんでした。当時、拠出金率は、たしか0.9/1000くらいで、300千円の方なら27円となり、気になる額ではなかった状況でした。

子ども子育て拠出金は、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に対して表1の率により徴収されます。

その用途は、児童手当、地域子ども・子育て支援事業、放課後児童クラブ等の費用に活用されます。

## 5 健康保険料率の仕組み

表1の内、健康保険料率を除き、全国一律の料率となります。健康保険料率では、高い地区と低い地区とでは表2のとおり差があります。何故、健康保険料率のみ都道府県によって異なるのでしょうか。

都道府県単位保険料率は、都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県の加入者1人当たりの医療費に基づいて算出されています。そのため、健康づくりの取組等で、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができるかもしれません（全国健康保険協会HP）とあります。要するに、健康で医療費の伸びを抑制することができれば安くなるという理屈で、実感がわきにくい話ではあります。

【表2】

保険料率高	保険料率	保険料低	保険料率
佐賀支部	104.2/1000	新潟支部	93.5/1000
福岡支部	103.5/1000	青森支部	94.9/1000
大阪支部	103.4/1000	沖縄支部	95.2/1000

※2 全国平均は、100.0/1000につき、山口県は全国平均より高い保険料率となっています。

## 6 社会保険料負担

企業は、様々な負担を負っております。中でも社会保険料は負担感が高く、利益に関わりなく賦課されることから、資金計画が伴っていないと直ぐに高額滞納となりかねません。

当職は、創業者支援として、当該事業主の相談を承ることが多く、役員報酬・賃金の合計額に対して、およそ300/1000として計算することを案内しています。実際の社会保険料徴収は、健康保険・厚生年金保険ごとに標準報酬月額を積み上げてそれに保険料率を乗じて計算される場所、資金繰を考えるとときには、大雑把に計算したところでよいわけです。

したがって、役員報酬・賃金の合計額が100万円ならば、1000千円×300=300,000円として計画すればよいのです。

それにしても、創業者がこの負担に耐えるには覚悟が必要です。